平成２４年（フ）第３４号
松江市米子町18番地15
債務者　井川　利男
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
愛媛県松山市鷹子町59番地４　コーポハピネスＡ―102号
債務者　森　まなみ
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
愛媛県松山市福音寺町245番地１　コーポ中村201号
債務者　田名後浩司
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
愛媛県松山市味酒町１丁目９番地９　ゴールデンハイツ渡辺402号
債務者　上岡　絹子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県柳川市上宮永町939番地
債務者　木原れい子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県出水市高尾野町大久保5565番地５
債務者　小豆野舞子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６号
福井市足羽１丁目24番13号
債務者　小林　輝美（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
福井県大野市鍬掛第７号41番地10、旧住所福井県大野市新庄第６号８番地２
債務者　木戸口立春
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
福井市運動公園２丁目1002番地　社団地１号館19号室、旧住所福井市高木中央１丁目1302番地　白崎コーポ205号室
債務者　新井　宏尚
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
長野県北安曇郡池田町大字池田4180番地
債務者　遠藤　洋史（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３４号
兵庫県西宮市若草町２丁目３番２号
債務者　岸　　弘志
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市御園３丁目14番１―404号
債務者　岡野成一郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６号
長崎県諫早市本明町1017番地
債務者　岡村　太郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
長崎県大村市玖島３丁目543番地１　クレストールＥＲＩＫＡ202号、前住所長崎県大村市玖島３丁目543番地１　クレストールＥＲＩＫＡ101号
債務者　佐保　義夫
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
長崎県諫早市長野町1654番地２
債務者　尾﨑利留子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
長崎県諫早市赤崎町722番地
債務者　佐々木秀太
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
長崎県大村市東大村１丁目2158番地17
債務者　川田タヱ子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
長崎県諫早市若葉町225番地80　若葉宿舎１―501、旧住所長崎県西彼杵郡外海町大字神浦池島郷154番地Ｂ１棟14号
債務者　中尾　光男
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係